



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

第7回企業法務セミナーにご参加ありがとうございました



去る1月24日、山下江法律事務所主催第7回企業法務セミナー「不動産取引における注意点」が、おかげさ

まで約50人の参加者を迎え無事終了しました。

今回の講師は、柴橋修弁護士が務め、不動産取引における基本事項を確認した後、実際に契約を交わすうえで注意すべき点について説明していきました。参加者の約9割が「参考になった」とご回答くださいました。休憩時間やセミ

ナー終了後にも熱心な質疑応答がおこなわれていました。

次回、第8回は5月23日です。詳細は本紙4ページをご覧ください。



第7回企業法務セミナー (2013/1/24)

弁護士 ON・OFF 第17回

弁護士 栗井 良祐

毎日机に向かって仕事をしていると、スポーツでもして体を動かしたいという気持ちになります。広島のスポートといえば、野球です。私も昨年、野球経験がないにもかかわらず広島弁護士会野球部に入部して一年間体を動かしてみました。普段の練習は観客席もないようなグラウンドで行っているのですが、先日は、マツダスタジアムで練習をしてきました。

なぜ、マツダスタジアムに行くことになったかといえますと、日本弁護士連合会では毎年全国大会が行われており、今年は広島で開催されるため、予定会場であるマツダスタジアムに下見に行くことになったのです。

スタジアムのグラウンドには今まで降りたことはなく、今回が初めてだったのですが、グラウンドの広さと芝生の綺麗さに感動しました。時間にして2時間程度、野球部全員が子供に戻り、グラウンドを駆

け巡って練習をすることができ、とても充実した時間を過ごすことが出来ました。

今年は地元枠で全国大会予選を免除されているため、全国優勝する絶好のチャンスです。私の大根切りでは貢献は難しいかもしれませんが、優勝して野球部監督を胴上げしたいと思えます。



マツダスタジアムにて



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第17回

インターネット上の契約について

今回は、インターネット上の契約の基礎についてお話しします。インターネットビジネスの特色は、不特定多数を相手とすること、相手の顔が見えないこと、大量の情報を扱うこと、迅速な伝達ができること、国際的な広がりを持つことですが、不正アクセスや誹謗中傷が起りやすいと言った問題点もあります。

適用される法律・裁判管轄

(1) 準拠法・裁判管轄

当事者間で取り決めがあるときは、それに従いますが、取り決めがないときは、当該法律行為に最も密接な関係がある国の法によることとなります（法適用通則法8条）。

(2) インターネットショッピングの場合

約款で、準拠法や裁判管轄を定めていることが多いのでそれに従うこととなります。

インターネット上での契約の成立

(1) 成立時期

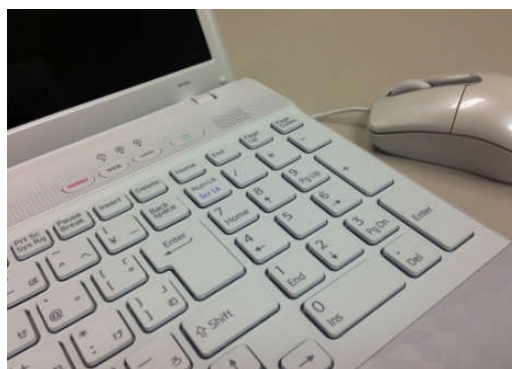
①原則は「申込」と「承諾」という両当事者の意思表示の合致があったときです。

②インターネットショッピングの場合には、消費者保護の観点から「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」（電子消費者特例）が適用されます。

それによると、業者の承諾の通知が消費者に到達したときに契約成立となります。ここで、「消費者に到達したとき」とは、消費者が

メールサーバーにアクセス可能となった時点を言います。ですから、消費者が業者からの承諾通知メールを見ていなくても契約は成立したことになります。

法律上の整理をしますと、業者のサイト上での商品展示は消費者に対しての契約「申込の勧誘」ということ、これに対する消費者の商品クリック・送信が、契約の「申込」となり、業者の返信が同「申込」に対する「承諾」で、ここで契約が成立ということになります。



(2) 署名・押印

一般的な場合と同様に、ここでも、署名・押印は契約成立の要件ではありません。念のため、別途書面で署名・押印することもあります。

(3) 書面を要する契約（建設の請負契約，農地の賃貸借契約など）について

電子メールは書面に当たらないとされているので、これら（上記2例）についてはメールのやり取りのみでは契約は成立しません。

しかし、すべての書面を要する契約を同様に扱うと、せっかくのインターネットの利便性が失われることとなります。

そこで、「書面の交付等に関する情報通信の



技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」(IT書面一括法)は、例外的に契約成立となる規定を定めております。

特定商取引に関する法律や保険業法、旅行業法など消費者保護の見地から業者に書面交付を義務づけているもの(関係法律全50本)につき、書面の交付に代えて、顧客の承諾を得て、書面に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとしたのです。

(4)「電子消費者特例」は、操作ミス・軽率なクリックからの消費者保護を定めています。すなわち、事業者による確認措置の提供がな

かった場合等について、取引の安全性を保護する民法95条但書(重過失者の錯誤無効排除=間違っただけでクリックしてしまったから契約は錯誤無効だという主張は、重過失によるクリックなので排除されるということ)の適用が排除されます。事業者は、消費者が最終的な申込となるボタンを押す(クリックする)前に、契約内容を表示してそこで訂正する機会を与える画面措置をとることにより取引安全を確保すべきです。

※バックナンバーをご入り用の方は、裏面の連絡先までお問い合わせください。

事務局コラム 第17回 「友人の結婚式」

K. M

先日、大学時代の友人の結婚式に出席してきました。

親戚の結婚式には何度か出席したことはあるものの、同年代の、それも友人の結婚式は初めてでしたので、最初、友人から結婚の話を聞いた時はとても驚き、それと同時に何か感慨深くもありました。

当日は式場のある静岡に行くため、朝から新幹線に乗り、乗り換えも含めて片道約4時間の旅となりました。天気は生憎の雨でしたが、駅からタクシーで向かっている途中、窓から教会が見えた途端、一気に実感が湧いてテンションが上がりました！

久々に再会した友人や後輩と、写真を撮ったり、近況を話し合ったりと盛り上がっているうちに、挙式～披露宴と、瞬間に時間が過ぎていきました。

夕方になると雨も止み、新郎新婦たっの希望ということで、皆で一旦会場の外へ出る

ことに。その後、参列者全員で「せいの」の合図と共に、空に向かって色とりどりの風船を飛ばした時は、思わず皆で「わー！」っと、学生時代のようにはしゃいでしまいました。

その後披露宴も終わり、最終の新幹線に無事乗れた時は、思わずほっとしました。色んな方達との再会はとても懐かしく、今後もこういった機会が少しずつ増えてくるのかなと思うと、嬉しい反面、何となく寂しい気持ちにもなった1日でした…



とても素敵な教会



法律事情なう

◆企業法務セミナー開催のご案内

・第8回：平成25年5月23日（木）

講師 所長・弁護士 山下江 「職場を原因とするうつ病と会社の責任～メンタルヘルスについて～」

日時：平成25年5月23日（木）18:30～20:30

会場：広島パシフィックホテル（中区上八丁堀8-16）

受講料：顧問会社様 無料（複数名可）

一般 1名様につき 5,000円

特典：セミナー後1ヶ月以内の相談が1時間無料

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト（トップ>セミナー案内）をご参照ください。

・第9回：平成25年9月26日（木）

講師 弁護士 田中伸 テーマ“不正競争防止法”

◆所長の山下江が月刊情報誌「Wendy 広島」の

2013年2月号の一面「広島顔」に登場しました

～信条は「親切な相談」「適切な解決」依頼者のために最高の結果を出したい～と、法律事務所開設



の経緯などをお話しています。記事はWeb版でもご覧いただけますので、詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>1/28「『ウェンディ広島』

の表紙『広島顔』に登場！」をご参照下さい。

◆「なやみよまるく～江さんの何でも法律相談～

課外版」4月17日（水）18:30～スタート

山下江法律事務所所長の山下江が、毎月第3水曜日 18:30 から、FM ちゅーピー「江さんの何でも法

律相談」で採り上げた身近な法律問題を参加者の皆さんと共に考える座談会を開催します。場所は紙屋町のウエストプラザビルです。お仕事帰りにお気軽にお立ち寄りください。☞詳細は、当事務所サイト（トップ>お知らせ）をご参照ください。

◆山下江法律事務所の相続アドバイザーと学ぶ♪ はなまるエンディングプラン

山下江法律事務所の相続アドバイザー3名がブログを開始しました。誰にでも起こりうる「相続」について、相続アドバイザーと学びながら備えていくブログです。相続豆知識や書籍の紹介、セミナー情報などの情報発信をしています。詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>1/7「相続アドバイザーがブログ開始」をご参照ください。

◆NPO 法人広島経済活性化推進倶楽部

（略称 KKC, 理事長 山下江）交流会大盛況！

去る2月16日（土）、KKC の第20回「起業家・投資家・専門家『お見合い交流会』」に、東京、広島、鹿児島からの発表企業をはじめ、約80名の方がご参加くださいました。次回は6月15日（土）です。詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>2/18「服を売るならドンドンダウン」をご参照ください。

◆山口亜由美 NY 帰国展

山下江法律事務所の経営企画部長で相続アドバイザーでもある山口亜由美が、昨年10月に開催したNY 個展の帰国展を5月7～12日上八丁堀のギャラリーGにておこないます。



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652

電話受付：年中無休 7時～24時

相談時間：月曜 9時～21時（夜間相談有り）、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL：info@law-yamashita.com メール受付：年中無休24時間対応